

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

平成 28 年 3 月 25 日 答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 2件

厚生年金保険関係 2件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1501089号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1500302号

第1 結論

請求者のA社における平成18年12月12日の標準賞与額を38万円に訂正することが必要である。

平成18年12月12日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成18年12月12日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成18年12月

年金事務所からのお知らせにより、平成18年12月の賞与の記録が漏れていることを知った。賞与明細書を確認したところ、厚生年金保険料が控除されていたので、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された「18年2回分賞与一覧表(個人別)」及び請求者から提出された「18年12月支給分賞与明細書」により、請求者は、平成18年12月12日に38万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成18年12月12日について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所(当時)に提出しておらず、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、請求者の平成18年12月12日の標準賞与額に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1500941号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1500303号

第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を平成4年1月21日から平成6年4月28日に訂正し、平成4年1月から同年3月までの標準報酬月額を53万円、同年4月から平成6年3月までの標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

平成4年1月21日から平成6年4月28日までの期間については、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成4年1月21日から平成6年4月28日まで

A社に勤務した期間のうち、平成4年1月21日から平成6年4月28日までの期間の厚生年金保険の加入記録がない。当時、同社の各自代表であったが、自身の資格喪失を遡って処理することに同意をしたこともなく、権限もなかったため、記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A社に係る商業登記簿謄本及び同社の事業主の陳述により、請求者が請求期間に同社に勤務していたことが認められるが、オンライン記録では、平成4年1月21日に厚生年金保険被保険者資格を喪失している。

一方、オンライン記録によると、A社は、平成5年12月31日に厚生年金保険の適用事業所でなくなった旨の処理が行われているが、同日より後の平成6年4月28日付けで、請求者の同社における平成4年の随時改定並びに同年及び平成5年の定時決定の記録が取り消され、平成4年1月21日に遡って厚生年金保険被保険者資格の喪失処理が行われていることが確認できる。

また、上記商業登記簿謄本により、A社は請求期間当時も法人であったことが確認できることから、厚生年金保険の適用事業所としての要件を満たしていたと認められる。

さらに、上記商業登記簿謄本により、請求者は、当該資格喪失処理時においてA社の代表取締役であったことが確認できるものの、同社のもう一人の代表取締役であり、かつ、請求期間当時の事業主であった者は、当該資格喪失処理について、請求者の同意を得ず、自身が行った

ことであり、かつ、請求者には給与事務及び社会保険事務について権限がなかった旨回答していることから、請求者は、当該資格喪失処理に関与していなかったと考えられる。

これらの事実を総合的に判断すると、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成5年12月31日）より後の平成6年4月28日付けで行われた当該資格喪失処理は、事実上即時のものとは考え難く、厚生年金保険被保険者資格の喪失処理に係る記録は有効なものとは認められない。

したがって、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を平成6年4月28日とし、請求期間に係る標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所（当時）に当初届け出た記録から、平成4年1月から同年3月までは53万円、同年4月から平成6年3月までは20万円とすることが必要である。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1501080号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1500304号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和50年10月1日から昭和52年4月1日まで
大学時代からA社でアルバイトをしており、大学卒業後の昭和50年10月からは正社員として勤務していたので、請求期間を厚生年金保険の被保険者期間として記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

複数の同僚及び従業員の回答から、勤務の始期は特定できないものの請求者が請求期間内にA社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、上記回答のあった者のうち、請求者が正社員となった時期を記憶している者はおらず、雇用保険の加入記録によると、取得年月日は昭和52年4月1日であることが確認でき、厚生年金保険被保険者資格の取得年月日と同日であることが確認できる。

また、複数の同僚及び従業員に係る雇用保険被保険者資格の取得年月日が厚生年金保険と同日であることから、A社は、厚生年金保険と雇用保険を一体で手続していたことがうかがえる上、厚生年金保険被保険者記号番号払出簿によれば、請求者の同社に係る厚生年金保険番号は、同社において昭和52年4月1日に新規取得した従業員6人とともに同年4月25日付けで払い出されていることが確認できることから、同社は請求者の厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を同年4月1日として社会保険事務所(当時)に届け出たものと考えられる。

さらに、A社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、当時の事業主は亡くなっていることから、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料の給与からの控除について確認することができないものの、同社の当時の総務人事担当者は、同社における厚生年金保険料控除の取扱いについて、資料がなく不明ながら、厚生年金保険の被保険者となっていない従業員の給与から保険料を控除することは考え難い旨回答している。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。